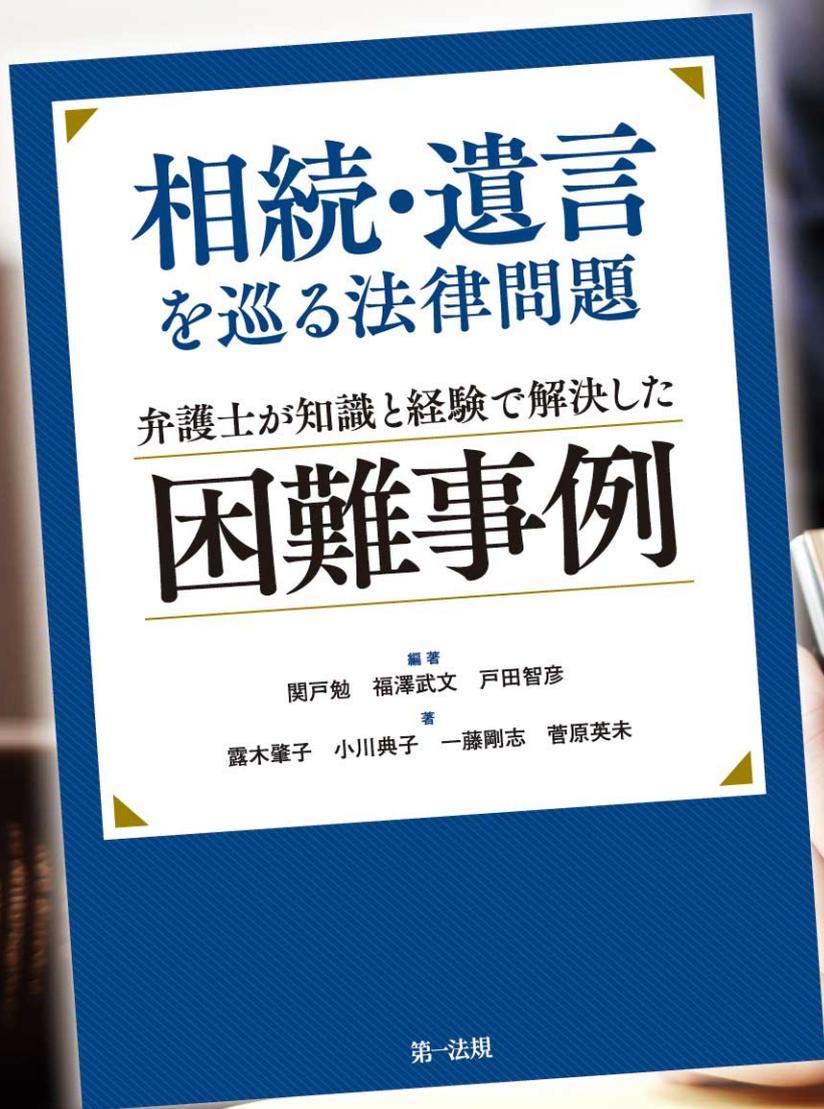


弁護士が実際に経験した実例から、
相続・遺言事件の解決策が分かる！

相続・遺言を巡る法律問題 困難事例

弁護士が
知識と経験で解決した



【編著】 関戸勉 福澤武文 戸田智彦
A5判・208頁 定価：本体3,200円+税

本書の特長

- 弁護士が実際に解決した
相続・遺言に関わる
37事例を掲載！
- 条文を読むだけでは
分からない
実務の知識や慣行、
手続がつかめる！



こんなところにつまずかない！

相続事件21のメソッド も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

事案の見通しを立て、適切な解決策を講じることができる！

第1章 遺産の範囲

- 事例1 生前に預金から払い戻された使途不明金の返還が認められた事例
- 事例2 被相続人の預金の払戻金の返還請求権の法的性質—遺産としての現金の返金請求権が時効により否定された裁判例—
- 事例3 被相続人から相続人の一人に対する不動産の代物弁済の有効性が争われた事例
- 事例4 いわゆる名義預金の遺産性が争われた事例
- 事例5 名義不動産—相続財産である不動産が子の所有名義としていたものを被相続人の名義に回復した事例—
- 事例6 被相続人名義の遺産につき相続人が自分の財産だと主張した事例
- 事例7 遺産である建物及び賃借権が地主との間で争いとなった事例—家賃も地代も同じであるとの錯誤に陥ったことを認め、借地契約の成立を認めた裁判例—

第2章 特別受益・寄与分

- 事例8 生前及び死後に払い戻された預金について特別受益が主張された事例
- 事例9 民法903条準用を巡る問題—遺産漏れ財産の遺産分割の相続分につき、遺産にかかる遺贈分を民法903条1項による持戻計算をすることが争われた事例—
- 事例10 療養看護型の寄与分が争われた最近の限界的事例

第3章 遺産分割

- 事例11 海外居住者で所在不明の相続人との間で遺産分割を成立させた事例
- 事例12 土地の使用貸借が遺産分割の争点となった事例
- 事例13 相続開始後に建物の区分登記及び遺産分割が錯誤により無効とされた裁判例—遺産である建物を区分登記したため、意図していた遺産分割ができなくなった事例—
- 事例14 相続人160名の遺産分割につき審判により解決した事例

第4章 相続の承認・放棄

- 事例15 相続の方法として限定承認を選択した事例
- 事例16 相続放棄が錯誤によるものであった事例
- 事例17 法定単純承認の限界例—被相続人の一定の財産の処分をした後に、多額の債務のあることが判明したときに、相続の放棄の申述が受理された件—
- 事例18 相続放棄が受理されたにもかかわらず相続債務について訴えが提起された事例

第5章 遺言

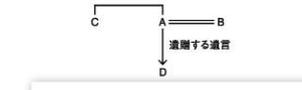
- 事例19 遺言の自筆性が争われた事例
- 事例20 遺贈又は死因贈与の有無が争われた事例1—遺言書の写しのみあり、その原本がないため、死因贈与を主張した事例—
- 事例21 遺贈又は死因贈与の有無が争われた事例2—遺言公正証書作成前の文案が死因贈与と認められた事例—
- 事例22 遺言のコピーの自筆性が争われた事例—ポスターの裏面に書いた遺言をコピー機で写しをとり、写しに押印した遺言書の有効性が争われた事例—
- 事例23 公正証書遺言の効力が争われた事例
- 事例24 遺言の趣旨が争われた事例
- 事例25 遺言執行が困難な事例
- 事例26 処分清算型遺言の有効性が争われた事例—不動産を遺言執行者が換価処分して、その代金を相続人らに分配する遺言の有効性が争われ、これを有効と認めた裁判例—

第6章 民事信託の活用

- 事例27 高齢者の財産管理問題に対応するための信託スキーム①信託活用のメリット
- 事例28 高齢者の財産管理問題に対応するための信託スキーム②信託のスキーム例
- 事例29 高齢者の財産管理問題に対応するための信託スキーム③課税関係
- 事例30 高齢者の財産管理問題に対応するための信託スキーム④受託者の監督
- 事例31 障がいのある子の親なき後問題に対応するための信託スキーム
- 事例32 配偶者居住権と民事（家族）信託の比較
- 事例33 遺留分との関係
- 事例34 民事信託 事業承継への活用①（遺贈や生前贈与との比較）
- 事例35 民事信託 事業承継への活用②（認知症等に備えるスキーム例）
- 事例36 ペットのための信託
- 事例37 離婚に伴う養育料の一括支払いへの信託活用

遺言のコピーの自筆性が争われた事例
—ポスターの裏面に書いた遺言をコピー機で写しをとり、写しに押印した遺言書の有効性が争われた事例—

事例
被相続人Aに配偶者がいて、推定相続人はBと兄弟のCらであった。AはBとは別居していて、一人暮らしをしていた。平成25年に職場の友人であったDはAから身の回りの世話を求められて、Aのため買い物や食事作り等していたが、平成28年5月3日AはDに「自分の全部の財産をDにやる」と言って、「Aの全財産はAが死亡したらDにさしあげます」と記載した遺言書を交付し、Dはこれを受領した。Aの財産は、居住のマンションと銀行預金であった。平成29年10月3日、Aは死亡した。Cらは12月、相続の放棄をし、Bのみが相続人となった。
Dは同年11月遺言書検認申立をした。Bは平成30年3月、Dに対し遺言無効確認の訴えを提起した。その理由は、遺言書がポスターの裏面に書いたものをコピーし、そこにAが押印したものであるから自筆ではなく、かつAに遺言能力が欠けているので無効であるとの理由からである。Dは日に対し4月23日、所有権移転登記等請求事件の訴を提起し、両事件は併合審理された。



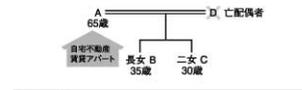
結論
1 遺言の写しに押印した遺言書は、全文の自筆の要式に違反しているか
2 要式に違反している場合、これは死因贈与契約として有効か

解説
(1)新法の問題
Dは遺贈により、マンションと銀行預金を取得したことを主目的に主張し、手続的に死因贈与によりこれらを取得したことを主張した。Bは遺言書はコピーに押印したものであるため、自筆証書の要件を欠くことを主張した。
Dの本人署名を捺した印で裁判所より和解勧告があり、協議の末、遺産の一定割合を取得するとの和解が成立した。

(2)検討
カーボン紙に書いた遺言に押印した遺言書はカーボン紙を用いることも自筆の方法として許されないものではなく、自筆の要件に欠けることはないとした判例（第三小判平成5・10・19裁判集170号77頁〔2817054〕）に照らすと、カーボン紙の下に写った文字は自筆性が保たれているところ。Aが書いた遺言内容をコピーしたものに押印をしたものであっても、ポスターの裏面に書いた遺言を電子複写機でコピーしたものであっても、自筆性が保たれているのであるから、遺言として認める余地はあるのであり、この点裁判所に判断してはしなかったところである。総論として当法に認められるべきである。

高齢者の財産管理問題に対応するための信託スキーム①信託活用のメリット

事例
A（65歳）は配偶者が亡くなった後、自宅一人暮らしをしている。Aの財産としては、自宅不動産（土地・建物）と200万円ほどの預貯金の他、老後の継続的な生活費を得るために自宅近く10室の賃貸アパート（土地・建物）を所有している。Aは年齢による判断能力の衰えが気になりだしており、自分の財産の管理について、立てを譲っておきたいと考えている。Aには長女B（35歳）及び二女C（30歳）がいる。近時、信託を活用した財産管理や承継という視角を、信託活用のメリットとはどのようなものか。



結論
I 高齢者の財産管理の方法としての信託活用のメリット

解説

詳細・お申し込みはコチラ → 第一法規ストア 検索 CLICK!

申込書（第一法規刊）		
書名	価格	部数
相続・遺言を巡る法律問題 弁護士が知識と経験で解決した困難事例	[072140] 定価3,520円（本体3,200円）	部
こんなところでつまづかない！ 相続事件21のメソッド	[059923] 定価2,750円（本体2,500円）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いづれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 様

ご住所 _____

事務所名 _____ □ 公用
□ 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ☎ E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報のお取り扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合わせフォーム (https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL.0120-203-696 ☎ FAX.0120-202-974

取扱い
この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印